

第1章 センターの変遷



日本産業廃棄物処理振興センター（以下「センター」という。）は、昭和63年11月30日に設立され、平成25年11月30日に設立25周年を迎えました。

センターは、この間、事業展開の大きな節目として平成10年7月には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく「情報処理センター」の指定を受け、さらに、平成24年4月1日には、新公益法人制度における公益財団法人に移行しました。

この章では、今日までのセンターの経緯を、①前身組織である社団法人日本廃棄物対策協会の時代、②財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの設立（昭和63年11月30日）から情報処理センターに指定（平成10年7月1日）されるまでの期間、③その後公益財団法人へ移行（平成24年4月1日）するまでの期間、及び④公益財団法人移行から現在までの期間の4つに区分し、そのあゆみを辿ります。

1. 日本廃棄物対策協会の時代（昭和50年3月～昭和63年11月）

1.1 日本廃棄物対策協会の設立

昭和40年代は、我が国の高度経済成長の歪みが公害問題として全国的に顕在化した時期でした。廃棄物処理法は、公害関連法の一つとして、昭和45年に旧「清掃法」を廃止して制定されました。

清掃法では、産業廃棄物という用語はまだ使われておらず、産業廃棄物は「ごみ」として取り扱われていました。廃棄物処理法の制定により、「廃棄物」、「産業廃棄物」、「一般廃棄物」が定義され、清掃法で取り扱われていた「ごみ」は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されました。そして、産業廃棄物については、公害処理の原則である「汚染者負担原則」を踏まえ、「排出事業者責任の原則」が打ち立てられました。

しかし、産業廃棄物の規制方法は排ガスや排水の規制方法とは異なります。すなわち、大気汚染防止法や水質汚濁防止法では、排出する工

場等の敷地内での規制が一般的でしたが、産業廃棄物処理には移動が伴い、移動とともに取り扱う事業者が変わることから、廃棄物処理法では、排出事業場での規制だけでは不十分であり、その排出から最終処分までの全行程を管理することが求められました。しかも、廃棄物処理法が制定された昭和45年は、多くの公害関連法が制定され、大気汚染や水質汚濁に対する規制が強化されたことにより、大気や水に含まれる汚染物質の処理が求められ、その結果、汚染物質を含むばいじんや汚泥などの産業廃棄物が発生するようになりました。

このように、廃棄物処理法の施行により、廃棄物の処理体系が一応整備されたものの、産業廃棄物に関しては、不法投棄等の違法処分や無許可の処理業者も多く、全体として事業者処理責任の原則が徹底されていませんでした。昭和51年には「六価クロム鉱さい問題（不適正なク

ロム鉍さい処分による環境汚染や健康被害)」という産業廃棄物の不適正な埋立処分に起因する環境問題が生じたことを契機として、産業廃棄物の処理に関する規制強化を中心とした廃棄物処理法の大幅な改正が行われました。

日本廃棄物対策協会（以下「日廃協」という。）は、このような状況に対応するため、公害防止装置メーカー、建設業、総合商社など産業廃棄物に関係する企業42社が参加する「全国産業廃棄物対策協会」と大学や自治体研究機関、企業などが参加する廃棄物の学究的団体である「廃棄物処理研究会」が、それぞれの特徴を生かして大同団結を図り、産業廃棄物を主体とする廃棄物の適正な処理を促進することを目的に合併し、産官学連携の社団法人として昭和50年3月31日に誕生しました。

日廃協は、設立当初から、自主的な調査研究に加え、国、地方自治体、民間企業から多くの調査研究を受託しました。このように、日廃協

は、当時、産業廃棄物に関する産官学の情報を結集する公益法人として、多くの関係者に認められていました。

1.2 事業

日廃協の主な事業活動は、①自主調査研究、②受託調査研究、③講習会・研修会等、④広報活動、⑤国際交流でした。

これら事業活動は、日廃協の母体となった2つの団体から承継したものが基本となっていたので、国や地方公共団体の依頼に基づく事業も多くなっています。例えば、講習会・研修会等事業では、廃棄物処理法の内容など産業廃棄物行政に関わるテーマを採り上げることが多く、また、調査研究事業の主要なテーマは、適正な最終処分方法に関するものでした。これらは、産業廃棄物の適正処理の推進に役立つ多くの成果を挙げてきました。

2. 財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの設立から情報処理センターの指定までの期間（昭和63年11月～平成10年6月）

2.1 財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの設立

昭和60年頃になると、都市再開発に伴う建設廃棄物の増加、大都市での最終処分場確保の困難化、産業廃棄物の発生から最終処分までの管理体制の不備などの新たな産業廃棄物に関する様々な問題が顕在化しました。

それらの問題に対して、厚生省生活環境審議会廃棄物処理部会や同部会の産業廃棄物専門委員会での検討が重ねられ、昭和63年3月に報告書「産業廃棄物処理に関する当面の方策について」により、当面講ずべき方策が提言されました。その主な内容は、次のとおりです。

① 産業廃棄物処理体制の整備

産業廃棄物処理に関する基本方針及び
ブロック別基本計画の策定
産業廃棄物処理業者等の健全な育成
産業廃棄物処理施設整備の促進等
事業者における産業廃棄物処理体制の
整備

② 処理ガイドラインの策定

③ 産業廃棄物の管理体制の強化

産業廃棄物に関する各種情報の整理と
保管
マニフェストシステムの導入

④ 国際協力・国際交流の促進

提言では、特に、産業廃棄物の適正処理を確保するためには特別な技術が必要であり、これに対応できる専門的な処理業者を育成し、さらに一定の技術水準を確保する観点から産業廃棄物処理に係る教育研修機関の設置が必要であることが指摘されました。国は、これらの行政課題への取組みを支援する受け皿として、日廃協を発展的に解散し、新しい財団法人の設立を期待するに至りました。また、この頃、日廃協の組織・財政基盤の強化が求められてきたことなどから、活動を更に活発化させようとの気運が高まってきました。

このような背景から、昭和63年11月30日に日本産業廃棄物処理振興センターは、財団法人として設立されました。

2.2 組織の概要

センターの役員は、会長1名のほか、理事長1名を含む理事15名、監事2名で構成され、理事によって構成される理事会、評議員21名による評議員会を設置しました。理事及び評議員には、学識経験者等のほか、財団設立時の出損企業各社から推薦された者が就任しました。また、会員制度を設け当初、個人6名、法人17社が会員となりました。

発足時のセンター事務局組織は、企画・総務部、事業部、教育研修部及び調査研究部の4部体制、理事長以下5人のスタッフでした。発足時のセンター組織図を図1-1に、発足時から現在までの事務局組織の変遷を図1-2に示します。平成4年4月、企画総務部は総務部に、事業部は事業推進部に改組しました。また、平成5年4月には、現在の情報処理センターの礎となる総合情報管理室を新設しました。

センター事務所は、旧日廃協の事務所であった東京都港区西新橋に構え、その後の事業拡大に対応するため、平成4年4月30日に、東京都中央区日本橋堀留町に移転しました。

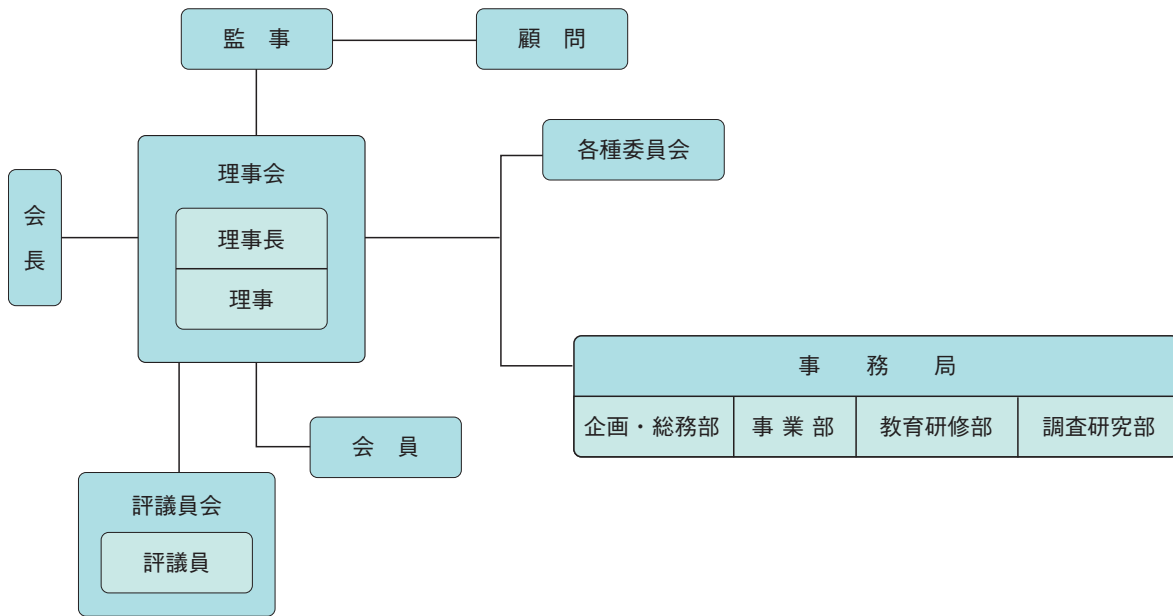


図 1-1 発足時のセンター組織図

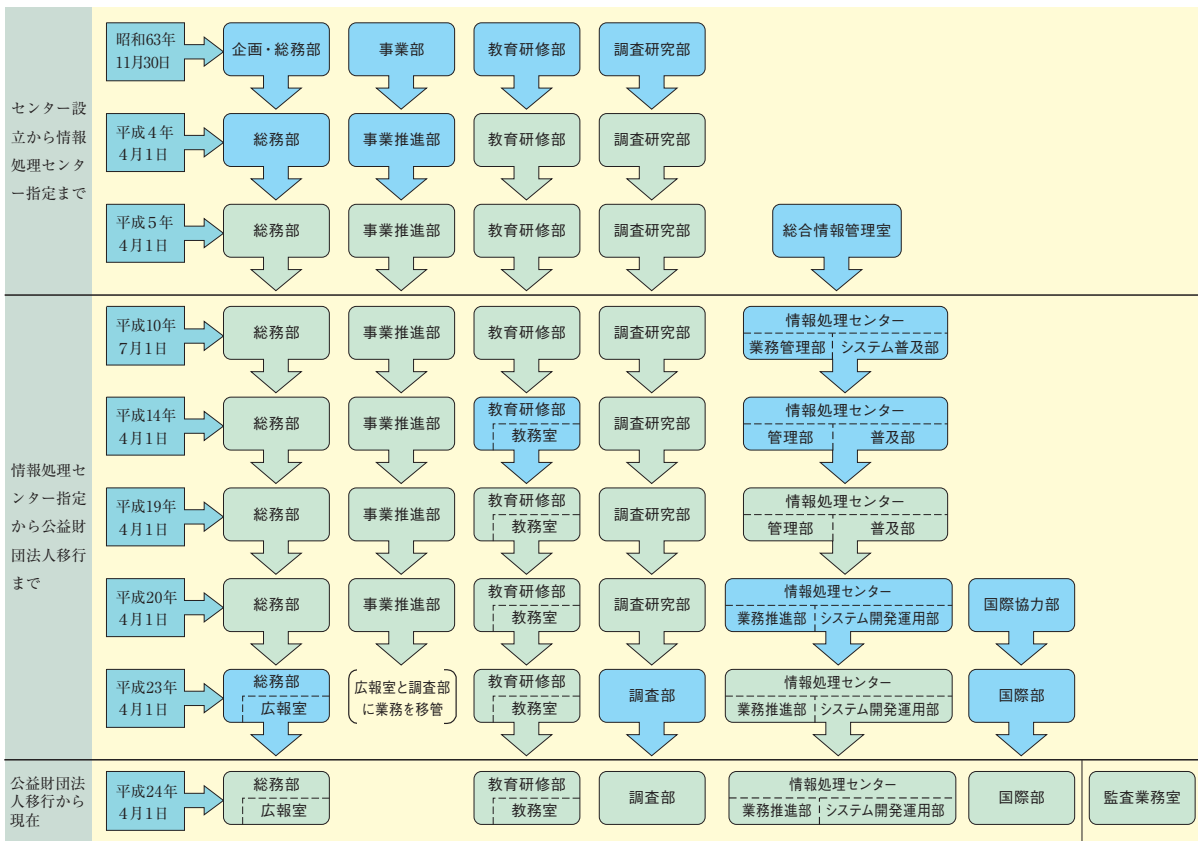


図 1-2 センター発足時から現在までの事務局組織の変遷

2.3 主な事業

(1) 教育研修事業

日廃協と社団法人全国産業廃棄物連合会（現在は公益社団法人）は、「共同実施確認書」に基づき、昭和62年度から厚生大臣認定の「産業廃棄物処理業者に関する再許可講習会」（以下「再許可講習会」という。）を共同開催しました。センター設立後も、この確認書の合意を引き継ぎ、再許可講習会を同連合会と共同で実施しました。平成5年には、再許可講習会は「産業廃棄物処理業の更新許可講習会」に改編されましたが、平成6年以降はセンターと同連合会が協議し、「講習会は、センターを実施主体として連合会の協力を得て行う」こととなり、今日に至っています。

また、平成4年には、それまで財団法人日本環境衛生センター（現在は一般財団法人）が実施してきた産業廃棄物処理業の新規許可講習会を、センターが「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の新規許可講習会」（以下「新規講習会」という。）として実施することになりました。この結果、産業廃棄物処理業の許可に関する厚生大臣認定講習会を、センターが一元的に実施することになりました。

また、同年7月から、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が義務付けられることとなり、平成6年から特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得のため、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会（以下「特管責任者講習会」という。）を実施する

ことになりました。

こうした背景の下、講習会事業の適切かつ効率的な運営に資するための基本的事項を審議する「教育研修運営委員会」、講習会テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」を設置しました。

さらに、平成9年からは、特別管理産業廃棄物処理業の更新許可講習会（以下「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可講習会」と併せて「更新講習会」という。）を、厚生大臣認定講習会として実施しました。

(2) 調査研究事業等

センターは、厚生省からの受託事業として、「マニフェスト制度の普及」及び「産業廃棄物処理ガイドライン」に関する調査研究事業を行いました。これらの受託事業の成果は、「医療廃棄物処理ガイドライン」、「建設廃棄物処理ガイドライン」等の産業廃棄物の種類ごとのガイドライン策定の基礎的資料として活用されました。

センターは、国や地方公共団体との連携の下で、説明会の開催等により、策定ガイドラインの全国的な普及事業も行いました。これらの事業の成果は、その後のセンターが事業拡大を進める有益な資料となりました。

また、センターは、感染性廃棄物による事故の発生等を背景に、平成7年に、優良な医療廃棄物容器の普及を推進するための「医療廃棄物容器登録認定制度事業」を開始しました。

さらに、国や国際協力事業団（以下「JICA」と

いう。)等関係団体による廃棄物分野の事業の受託、協力等により、国際交流の諸事業を行いました。

(3) マニフェスト事業

1) マニフェストの導入

センターは、平成元年11月から2か月、間厚生省と関係地方公共団体の協力を得ながら、有害産業廃棄物と建設系廃棄物を対象とした委託処理の実施状況を確認するための「マニフェスト制度」の試行調査を実施しました。この結果を踏まえ、平成2年から「マニフェスト実施要綱」に基づく本格的なマニフェスト事業が実施するようになりました。センターは、感染性廃棄物、建設廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の4種類のマニフェストを頒布するとともに、その普及を図るための利用者からの相談事業なども行いました。

これらの活動を通して、マニフェストが産業廃棄物の管理手法として有効であることが広く認められるようになりました。このような結果を受けて、平成3年に廃棄物処理法が改正され、平成5年4月から、特別管理産業廃棄物の管理強化策の一環として、排出事業者が特別管理産業廃棄物を委託処理する場合には、マニフェストの使用が義務付けられました。

2) 電子マニフェスト導入に向けて

マニフェストは、導入当初は複写式伝票（以下「紙マニフェスト」という。）によるものだけでしたが、マニフェストの虚偽記載が横行したこ

とに加え、将来のマニフェストの使用量増加や、電子情報技術の開発、普及のスピードを考えた際に、紙マニフェストから電子マニフェストへの切り替えが必要であると認識されるようになりました。

センターは、平成3年度から平成5年度までの3年間、厚生省から「産業廃棄物情報管理システムの調査研究」を受託し、産業廃棄物に関する様々な情報管理のあり方を調査しました。この調査結果を踏まえ、平成6年度からは、電子マニフェスト促進のための厚生省からの受託事業を行いました。

(4) その他の事業

1) 広報事業

センターは、平成2年12月以来、センター事業の活動状況や、廃棄物処理の動向、行政情報を取りまとめた機関誌を、年4回(季刊)発行しています。発行当初から、改題やデザイン等の刷新を行いながら、現在では、各部署からの「事業報告」、産業廃棄物に関する注目事項を有識者が4回にわたり詳しく解説する「連載講義」、産業廃棄物処理施設を紹介する「産廃クローズアップ」、国、地方公共団体における廃棄物処理の取り組み紹介する「行政のうごき」、電子マニフェストの利用者事例紹介やシステム改善等の情報を提供する「電子マニフェスト情報」、講習会やイベント等の開催情報やセンター事業報告や事業計画等を報告する「センターだより」など、廃棄物適正処理に係る重要な情報やセン

ターの活動情報を整理して掲載しています。

【資料編 資料9-1】に機関誌の発行実績を示します。

また、センターの概要を紹介するパンフレットの作成を事業の変遷の節目に行っています。

【資料編 資料9-3】にパンフレット類の変遷を示します。

2) 出版事業

センターは、平成元年以降、廃棄物処理法関係法令集及びガイドラインを含む各種廃棄物処理マニュアルの書籍を刊行しています。このうち「廃棄物処理法関係法令集」は、平成元年以降、法律改正に即して再編集を行い、ほぼ毎年発行しています。なお、平成17年及び18年には、リサイクル関係法令を収載した「廃棄物・リサイクル関係法令集」として編集・発行しました。

このほか、厚生省または環境省からの受託事業により策定した各種産業廃棄物処理マニュアルについては、主な関係通知や計画書の記載例

等を追加し、発行しています。

これまで、建設廃棄物、感染性廃棄物、アスベスト廃棄物、漁業系廃棄物、シュレッダー処理される廃自動車及び廃電気機械器具の事前選別のマニュアル等を刊行しています。これらのうち「建設廃棄物処理マニュアル」と「感染性廃棄物処理マニュアル」については、法律改正の度に改訂を行っています。

【資料編 資料8】に出版実績を示します。

3) セミナー事業

セミナーは、平成7年度より産業廃棄物の排出事業者、処理業者等の方々に、産業廃棄物に関する最新的话题を提供し、産業廃棄物の適正処理と再生利用に向けての理解を得ることを目的として開催しています。

【資料編 資料7-1】にセミナーの開催実績を示します。

3. 情報処理センターの指定から公益財団法人移行までの期間 (平成10年7月～平成24年3月)

3.1 組織体制の整備

(1) 情報処理センターの指定等

センターは、平成10年7月に廃棄物処理法の規定に基づく「情報処理センター」に指定されたことを受けて、総合情報管理室を情報処理センターとして発展的に改組し、業務管理部及びシステム普及部を設置しました。

平成20年4月に、電子マニフェストの普及促進及びシステム開発の強化の観点から、この2部は、それぞれ業務推進部及びシステム開発運用部に改組し、体制の充実を図りました。また、同年には、途上国等への技術支援等の業務を担当する国際協力部を設置しました。

平成23年4月には、国際協力部は国際部に、

調査研究部は調査部に改組するとともに、事業推進部を廃止し、その業務は調査部と新設した総務部広報室に引き継がれました(図1-2)。

(2) 省庁再編

平成13年1月の省庁再編に伴い、廃棄物行政が従来の厚生省(現厚生労働省)から環境省に移管されました。これに伴い、センターの所管省庁も環境省に変わりました。

(3) 事務所移転

センターは、平成5年5月から18年余にわたり利用してきた東京都中央区日本橋堀留町の事務所を平成23年11月14日から東京都千代田区二番町へ移転しました。センターの事務事業の安定的かつ効率的な実施に資するため、事務所基盤整備計画(平成23年3月変更)に基づき、また、公益財団法人移行に合わせて移転整備を実施しました。

(4) 日本廃棄物団体連合会事務局

平成23年6月に、センターの理事長が廃棄物関係団体(16会員、1賛助会員)の集合体である、日本廃棄物団体連合会の会長に就任したことに伴い、センターは、同連合会の事務局となりました。

3.2 主な事業

(1) 教育研修事業

平成3年の廃棄物処理法の抜本改正以降も、

廃棄物の3Rの推進、産業廃棄物業界の構造改革、ダイオキシン類・アスベストに対する規制強化のために、廃棄物処理法が度々改正され、また、各種リサイクル法が制定されました。こうした状況に的確に対応するために、講習会テキストを大幅に改訂するなどの措置を講じてきました。

平成12年の廃棄物処理法施行規則の改正により、「新規講習会」、「更新講習会」及び「特管責任者講習会」は、それまでの大臣認定講習会から任意の講習会に変わるという大きな動きがありました。これにより、産業廃棄物処理業の許可要件や特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件の判断は、産業廃棄物行政を実施する各都道府県・政令市に委ねられることになりました。

こうした状況に対応するため、都道府県・政令市及び関係業界団体等との密接な連携を確保しつつ、講習会の内容や実施方法等の全般的な見直しを行い、事業の継続に取り組みました。その結果、受講者数の落ち込みもなく、順調に事業を行うことができ、センターの中核的事業として発展してきました。

また、PCB廃棄物の収集運搬作業従事者に法的資格要件が設けられたことを受け、平成16年度より、「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」(以下「PCB廃棄物講習会」という)を開始しました。

さらに、都道府県・政令市及び日本医師会から感染性廃棄物等を扱う医療機関等関係者を対象とした特管責任者講習会の講習内容の充実に

関する要望があり、平成18年度から「医療関係機関等に対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」(以下「医療特責講習会」という。)を開始しました。

なお、廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会の開催に加え、平成17年1月から産業廃棄物処理に携わる実務担当者を対象に、平成23年2月から排出企業の担当者等を対象に資質向上を図るための研修会等を開催しました。

(2) 電子マニフェスト事業

電子マニフェスト事業がスタートした平成10年は、現在のようにインターネットが普及しておらず、長い間、電子マニフェストの加入者数が伸びなやみ普及率(電子化率)の低迷が続きました。そのため、センターは、電子マニフェスト事業の毎年度生ずる相当規模の赤字を、講習会事業の収益によって補填してきました。

※普及率(電子化率)は、電子マニフェスト登録件数と紙マニフェストの推計発行枚数を合わせたマニフェスト総数のうちの電子マニフェスト登録件数の割合

これに対処するため、電子マニフェストの利用者の増加を目指し、利用者の相談業務、未利用者に対する普及のための事業を行うとともに、通信技術の進歩等に合わせ、通信機材のハード面、電子マニフェストシステムのソフト面の開発を進めました。さらに、その後の法律改正への対応や利用者の利便性向上のため、3度のシステム改善を行ってきました。その結果、平

成19年頃から利用状況の向上傾向が現れてきました。

(3) 調査研究事業等

調査研究事業は、環境省等からの受託事業を中心に、「産業廃棄物処理業者台帳等更新システム調査」、産業廃棄物に係る「行政組織等調査」及び「排出処理状況調査」等を実施しました。また、産業廃棄物の種類ごとに策定された各種の処理ガイドラインや処理マニュアルは、随時、見直しが行われていますが、その際の検討に必要な調査業務を環境省から受託しました。

このほか、センターの自主事業として行われる調査研究の成果の一部は、教育研修事業や電子マニフェスト事業に活用されています。

感染性廃棄物容器評価事業では、平成17年6月に、従来の「医療廃棄物容器登録認定制度事業」から「感染性廃棄物容器評価事業」に転換しました。

国際協力事業は、JICAや国による途上国への産業廃棄物関連支援プロジェクトに協力することを通して、センターが有する産業廃棄物管理に関する知識や経験を、途上国の人材育成、技術移転に役立ててきました。

(4) 災害廃棄物対策事業

センターは、平成23年3月に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故による被災地の復旧・復興支援に寄与するため、電子マニフェストシステムに関する知見の活用等

により、災害廃棄物対策に関する新たな事業を実施しました。

平成23年9月に電子マニフェストシステムをベースに、災害廃棄物に係る分類表を追加する等のシステム改修を行い、「JW災害廃棄物処理支援システム」を開発し、岩手、宮城両県内の7地域における災害廃棄物処理事業に利用されました。

また、放射性物質により汚染された廃棄物や土壌等の除染に伴って発生する特定廃棄物等の処理を、最終処分に至るまでの過程を適正に情報管理できる新たなシステムとして「放射性物質汚染廃棄物等管理システム」を開発しました。

(5) その他の事業

1) 広報事業

センターは、平成10年12月から、電子マニフェストシステムの運用を開始するのに合わせて、同年7月にホームページを開設し、主に電子マニフェストシステムに関する情報提供を行ってきました。

その後、平成13年8月には、センター全体の活動を紹介するホームページに模様替えし、センター概要と講習会、電子マニフェスト(JWNETにリンク)、出版、セミナー及び医療廃棄物容器登録認定の5つの事業を柱とする、運用を始めました。

平成17年9月に、インターネットの普及に伴い、センター業務の支援ツール及び廃棄物処理に係る情報提供の充実を目指して、ホームペー

ジを更に改訂しました。この改訂により、「よくある質問」(Q&A)及び産業廃棄物に係る事項を解説する「学ぼう産廃」などの情報提供ページを設けました。

【資料編 資料9-2】にホームページの変遷を示します。

2) セミナー事業

セミナーの開催に加え、新たに平成15年よりセンターの評議員、理事、監事及び職員を対象に、その時々産業廃棄物に関する話題を提供し、関係者相互の情報交換を行うことを目的としたJW懇話会を開催しています。

【資料編 資料7-2】にJW懇話会の開催実績を示します。

3) 全国大会の開催

センターは、平成14年12月に、全国産業廃棄物連合会及び産業廃棄物処理事業振興財団とともに3団体による「産業廃棄物と環境を考える全国大会」を開催しました。その後、全国大会は毎年秋に開催され、基調講演やパネル討論会等を通じて多くの人々に産業廃棄物の適正処理の重要性と循環型社会の形成に関する理解を深めていただいています。

【資料編 資料6】に全国大会開催の実績を示します。

4. 公益財団法人移行から現在（平成24年4月～）

4.1 組織

(1) 公益財団法人への移行

センターは、国の公益法人制度改革に対応し、公益法人移行を目指して、移行時の最初の評議員の選任方法について環境大臣の認可を受けた後、評議員選定委員会において最初の評議員（候補者）を選任するとともに、定款・諸規程の検討等の準備作業を進めました。平成23年6月に公益財団法人移行認定の申請についての機関決定を行い、同年8月25日、内閣総理大臣（菅直人）あてに移行認定申請を行いました。

その後、内閣府公益認定等委員会における審査を経て、平成24年3月23日、内閣総理大臣（野田佳彦）より認定書を受け、同年4月1日、公益財団法人へ移行しました。

(2) 法人の機関と事務局の組織

新公益法人制度では、評議員・評議員会、理事・理事会及び監事といった法人の各機関の役割や位置付けが大きく変わるとともに、評議員会・理事会では委任状や代理人による出席が認められないことや、法人の機敏かつ適切な業務執行が求められたことから、評議員及び理事の数等の機関設計を大幅に見直しました。さらに、関係法令の定める手続き等に従い、公益財団法人への移行後の評議員、監事及び理事の刷新も行いました。

公益財団法人移行後の事務局は、これまで

の総務部、教育研修部、調査部、国際部及び情報処理センターの2部（業務推進部、システム開発運用部）の6部体制を維持、継承しました。また、法人の適正な運営の確保に資する観点から、監事の業務を補佐することを主な業務とする監査業務室を、新たに設置しました（図1-3）。

4.2 主な事業

(1) 電子マニフェスト事業

平成24年度末の電子マニフェストの加入者数は89,015社、年間登録件数は、約1,505万件、普及率（電子化率）は約30%となりました。

電子マニフェストの普及に関しては、平成25年5月31日に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画において、「電子マニフェストの普及率（利用割合）を平成28年度において50%に拡大する」ことを目標に掲げ、同年10月、環境省は、この目標を達成するための取組をまとめたロードマップを策定し、公表しました。

センターは、今後、環境省と連携して、排出事業者の加入促進、行政機関の電子マニフェストの利用促進、利便性向上のためのシステム改善等の総合的な方策を講じて、さらに普及を加速させることとしています。

当面のシステムの機能強化としては、①簡単に多量のマニフェスト情報の授受を行うことが

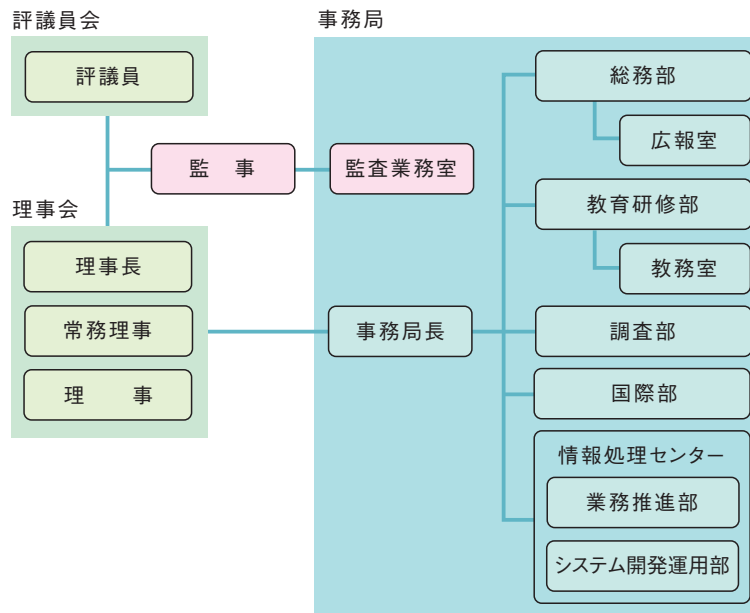


図 1-3 公益財団法人移行後の組織

できる新EDIシステムの開発、②収集運搬業者が電子 manifests の運搬終了報告をスマートフォンの利用によって簡単にできるシステム等の開発を進めるほか、③電子化された廃棄物処理委託契約書の長期間の安定的かつ安全な保管、電子契約情報の登録・検索・閲覧等ができる機能等の開発を行っています。

(2) 教育研修事業

公益財団法人移行後も廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会として、新規講習会(4課程)、更新講習会(2課程)、特管責任者講習会(2課程)、PCB廃棄物講習会の全9課程を実施しています。講習会の開催回数及び受講者数は、近年減少傾向にあります。平成24年度には442回開催し、50,911名が受講しました。

なお、平成25年4月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の主務大臣の認定基準のうち、申請者等の能力に係る基準の「再資源化事業を行うに足りる知識及び技能を有すること」については、産業廃棄物処理業の許可を有していること又はセンターが実施する新規講習会を受講し、修了していることとされました。

このほか、排出事業者を対象とする「産業廃棄物マネジメント研修会」、放射性物質汚染廃棄物を取扱う事業者を対象とする「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を開催しています。

(3) 調査研究事業等

調査研究事業では、国の競争的研究資金である環境研究総合推進費補助金事業による「産業廃棄物のマニフェスト情報の信頼性の確保と多面的活用策の検討」の調査研究を継続実施するとともに、自主事業や環境省受託業務などを実施しています。

感染性廃棄物容器評価事業では、平成24年度末時点で、感染性廃棄物容器業者14社の45製品に評価書を交付するなど、感染性廃棄物の適正処理及び取扱い時の安全確保に寄与しています。

国際協力事業では、アジア地域における循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物管理や電子マニフェストに関する情報の収集・提供、3R推進に協力する活動を行っています。また、韓国、台湾の関係機関との交流を進めており、平成25年度中に3国間のネットワーク会議を開催することとしています。今後、政府が進める「我が国循環産業の育成・国際展開の促進等を通じて世界規模での循環型社会の構築を目指す」事業等の推進に協力していきます。

(4) 災害廃棄物対策事業

「JW災害廃棄物処理支援システム」の提供を続けるとともに、平成23年に着手した「放射性物質汚染廃棄物等管理システム」は、平成24年8月に開発を完了し、関係各方面に対する周知を行っています。

(5) その他の事業

平成24年4月の公益財団法人への移行に伴い、適切な情報を分かりやすく提供するために機関誌、パンフレット、ホームページを一新しました。

また、平成24年12月からは、センター事業の概要（電子マニフェスト事業、教育研修事業等）を紹介した「ちらし」を2か月ごとに作成し、講習会・研修会や各種イベントで配布しています。さらに、平成25年5月より、産業廃棄物の適正処理と循環型社会の形成に向けた様々な情報やJWセンターの活動をお知らせするメールマガジン（JWセンター NEWS）の配信を開始しました。

(6) センターの持続的経営のために

今後のセンターの経営に当たっては、事業の公益性を確保しつつ、事務の効率化を進め、その体質の強化を図るとともに、長期的な戦略に立脚した事業展開を行ってまいります。

センターは、今後も電子マニフェスト事業と教育研修事業という二つの基幹事業を中心に運営していくこととなります。このうち、電子マニフェスト事業は、普及率(電子化)30%を超え、今後、さらに上昇が続き、収支がプラス基調に転じることが確実視される状況にあります。公益目的事業の収支相償ルールと相まって、電子マニフェストの料金体系の見直し等が必要になるものと考えられます。一方、教育研修事業について見ると、産業廃棄物の発生量の減少や処

理業者の淘汰等により、受講者の減少傾向が続いており、今後の法律改正や制度見直し、規制緩和の動きなどを含め、引き続きの確な対応を行っていく必要があります。

新公益法人制度の下で、センターが、将来にわたって安定的な経営を維持していくために、

これら2大基幹事業について、事業内容の充実と効率化を図るとともに、加入者及び受講者へのサービスの拡充を進めます。

これまで述べてきた主なセンターの事業の変遷は、図1-4のとおりです。

期 間	昭和63年11月～平成10年6月	平成10年7月～平成24年3月	平成24年4月～
事業名	センターの設立から情報処理センターの指定までの期間	情報処理センターの指定から公益財団法人移行までの期間	公益財団法人移行から現在
教育研修事業	講習会	大臣認定講習会(再許可・新規・更新) 6年 大臣認定講習会(特管責任者)	13年 任意講習会(新規・更新) 13年 任意講習会(特管責任者・医療特責)
	研修会		16年 PCB廃棄物講習会 17年 実務者、マネジメント、放射性物質汚染廃棄物処理
	電子マニフェスト事業	9年 システム開発	10年 電子マニフェストの運用 12年 二次開発 16年 三次開発 22年 四次開発 10年 普及促進：広報、操作体験コーナ設置、加入料無料キャンペーン等
調査研究事業	国等受託調査、自主調査事業(国内外資料収集)		
感染性廃棄物容器評価事業	7年 医療廃棄物容器登録認定制度	17年 感染性廃棄物容器評価事業	
国際協力事業	JICA、国による途上国の支援プロジェクトへの協力		
災害廃棄物対策事業			23年 JW災害廃棄物処理支援システム運用等

図 1-4 主なセンター事業の変遷